コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

AMIYAKI TEI CO., LTD.
最終更新日：2015年6月24日
株式会社 あみやき亭
代表取締役社長 佐藤啓介
問合せ先：0568-32-8800
証券コード：2753
http://www.amiyakitei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先しております。
また、経営内容の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行うなど幅広い情報開示にも努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
チャレンジブイコーポレーション有限会社	2,499,000	36.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	512,100	7.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	273,900	4.00
米久株式会社	240,000	3.50
佐藤　啓介	205,000	2.99
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HCR00(常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部)	185,800	2.71
野村信託銀行株式会社（投信口）	108,100	1.58
佐藤　きい	105,000	1.53
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS(常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部)	92,000	1.34
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	78,400	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋岡賢治	他の会社の出身者							△				
中西安廣	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋岡賢治	○	取締役秋岡氏は、過去に当社取引先である伊藤ハム株式会社の取締役でありました。	大手企業での経営に関する豊富な経験と知識を当社経営に活かしていただくため。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
中西安廣	○	―――	大手企業での経営に関する豊富な経験と知識を当社経営に活かしていただくため。また、証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役全員と監査法人(関与社員、担当公認会計士)とは、監査計画策定時、四半期決算毎及び期末決算並びに必要な場合に意見交換しております。
2. 監査法人の往査時には、主として常勤監査役が監査現場に臨席し、会計監査の相当性を監査し、その内容を毎月定期的に開催する監査役会に報告しております。

1. 内部監査部門とは、監査計画・監査手続き・監査結果等について随時情報交換をしております。
2. 上記情報交換に際し、監査業務の分担・監査手続等に関して監査役と内部監査部門とが重複したり、脱漏しないように実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田修三	他の会社の出身者													
大西秀典	他の会社の出身者													
隅田慶彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田修三		―――	大手企業の管理部長、監査役、代表取締役を歴任され、監査役及び経営者として培われた管理・内部統制知識・経験に基づき選任しております。
大西秀典	○	独立役員	小売企業のバイヤー・部長職を歴任し、食品分野での経験に基づき監査役に選任しております。 また、社外監査役であり、当社と利害関係がないため一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したこと及び上記a～gに該当しないことから、独立役員に指定するものであります。

隅田慶彦		―――	愛知県警察勤務での幅広い経験に基づき選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役については社外取締役を除いた報酬総額を開示しており、監査役については、社外監査役を除いた報酬総額を開示しております。
また、社外役員（社外取締役および社外監査役）については、各々報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は管理本部が対応しており、取締役会の議題の事前通知等を行い取締役会での意見交換及び決議が円滑に遂行できる様に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会
取締役会は、社外取締役2名と社外監査役3名を含む9名で構成しており、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会 により、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督しております。
取締役会の決議を要する重要事項以外については、経営会議を毎週開催し、取締役、各部門責任者及び監査役が出席して、必要事項の連絡・意見調整及び問題意識の共有化を図り、変化する経営環境に機動的に対応しております。

監査役会
当社の監査役会は3名の監査役で構成され、全員が社外監査役で独立性が確保されております。
監査役は、取締役会に出席するほか、監査役は経営会議にも出席し、公正性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、内部監査を担当する内部監査室及び会計監査人とも適宜情報交換を行う機会を設け、監査の実効性を上げるように努めております。

内部監査室
内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、業務活動が法令及び社内諸規定に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査しております。

会計監査人について

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、定期的な監査のほか、会計上の問題などについて適宜助言と指導を受けております。
なお、監査業務執行をした公認会計士などの内容は以下の通りであります。
公認会計士の氏名　奥谷 浩之（継続監査年数1年）、楠元 宏（継続監査年数7年）
監査業務に係る補助者　公認会計士9名、その他3名

弁護士について
社外の複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、会社運営における法的問題に関し、必要に応じ助言と指導を受けております。

内部通報制度
社外において業務運営に係る法令違反、法令違反の可能性が高い行為または規定違反・ルール違反等発見した場合などには、内部監査室を窓口として電子メール、専用電話、社内メール便、郵便といった手段で通報できるよう整備しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監視機能として監査役会を有し、取締役の職務執行に監査を行なっていることに加え、社外取締役を選任することによって、経営監視機能の客観性や中立性を確保できる体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年株主総会の集中日を避けて、株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」へ毎年参加しております	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算・期末決算毎に説明会を開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、月次データ、株主優待制度を掲載しております	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主優待により株主の皆様に当社店舗をご利用いただく機会を設けております

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催しており、「取締役会規程」において、重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行っております。
(2) 監査役会は、取締役会に出席し、取締役の業務執行状況について監視を行っております。
(3) 監査役と社長直属の内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を定期的に調査をして、取締役会に報告し、問題点の把握・改善に努める体制となっております。

2. 取締役会の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき保存・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の整備
管理本部長をリスク管理の統括責任者として、各部門の部門長を部門別のリスク管理責任者として、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1) 将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、同方針を機軸に年度計画を策定しております。
(2) 経営に関する重要事項は、年度計画を踏まえて月例及び随時に取締役会を開催し、審議・決定しております。
(3) 各部門においては、経営目標の達成と重要事項の推進に向けて活動し、毎週行われる経営会議（部長会）で業績・進捗状況等について報告を通じて検証するほか、経営課題解決の論議を行っております。
(4) 上記についての実効性を確保するため、職務分掌規程、職務権限規程等各種社内規程を整備し、取締役会の権限及び責任の明確化を図り、取締役が適正かつ効率的に職務の執行を行い得る体制を構築しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、各部門の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門毎のコンプライアンス体制を構築しております。
(2) 使用人がコンプライアンス等に関し問題がある行為等について内部通報を行う「内部通報制度」を整備しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその必要を求めた場合には、これを置くことにしております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助の使用人を置く場合には、当該使用人への指揮権は監査役に移譲し、取締役からの独立性を確保します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する事項
(1) 監査役は、取締役会に出席し、取締役より重要事項の報告を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受けております。
(2) 取締役及び使用人は、当社の業績または業績に与える重要な事項について監査役に報告し、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告をしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとし、会計監査人、内部監査部門などと連携して当社の監査の実効性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、法令遵守規程に「法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する」と規程しており、すべての従業員（パート・アルバイトを含む）が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、実践に努めております。
社内での対応部署といたしましては管理本部総務部が中心となり、関係行政機関等と連携し、対応いたします。
また、新入社員研修をはじめとした各階層毎での社内研修においてコンプライアンス・マニュアル等を活用して研修を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、特別な買収防衛策は導入いたしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、上場会社としての社会的責任を充分に認識し、株主、投資家に対して正確かつ適切な開示を行うことを目的とした、当社の内規であるディスクロージャー規程に則って適時開示を行なっております。
実際には、同規定に「経営関連情報」を定義し、この様な事象が当社及び当社グループに発生した場合は、その情報を全て情報集約窓口である情報取扱責任者に集約し、常に適時かつ適切な開示が行える体制を整備しております。
なお「決定事実」「決算情報」については、取締役会承認後遅滞なく、適時かつ適切な開示を行なっております。
又、重要事実の公表は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等で定める適時開示の規則に準じ早期に行うこととし、情報開示責任者である管理本部長が開示いたします。

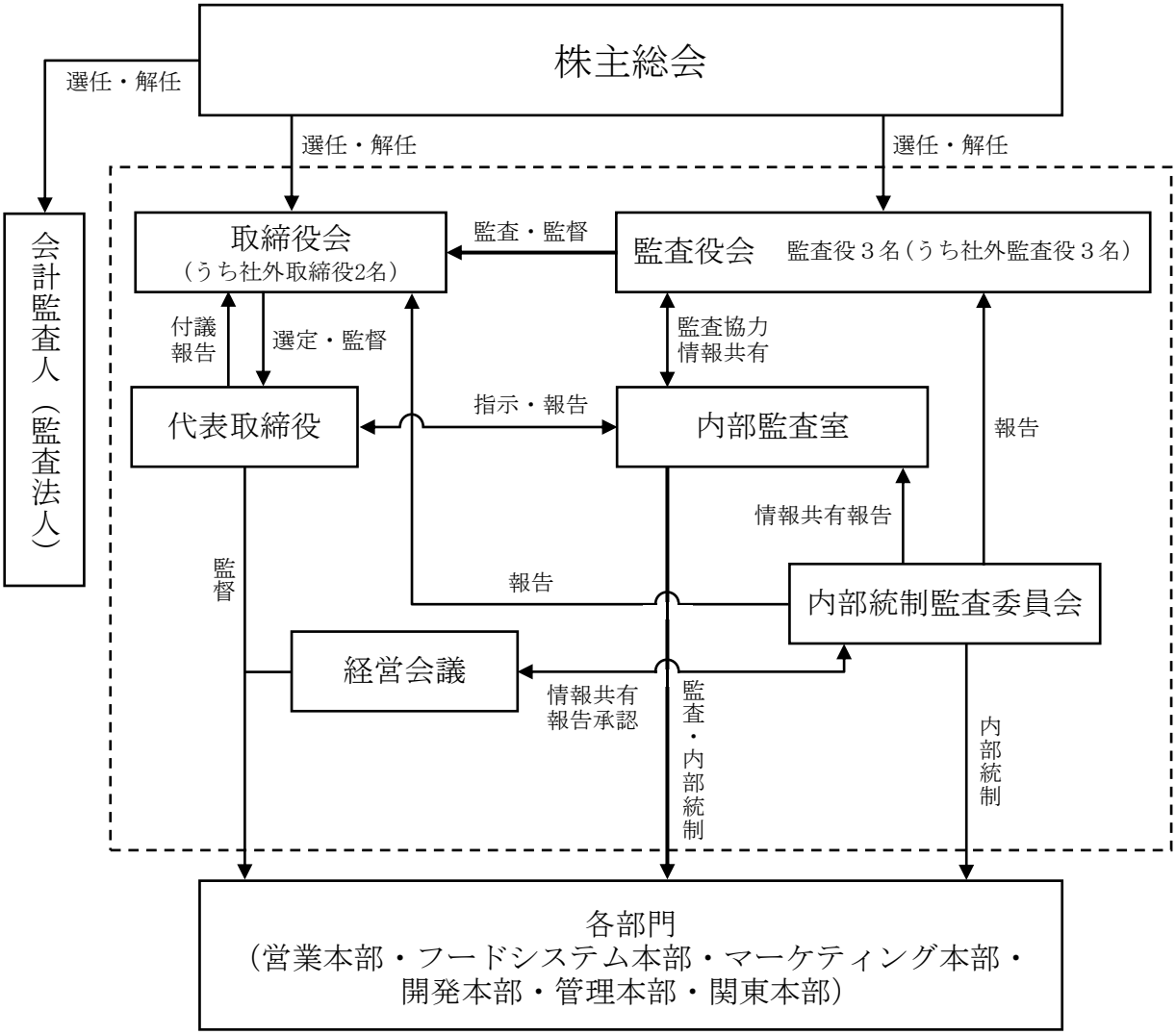
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人（監査法人）
取締役会
（うち社外取締役2名）
監査・監督
監査役会　監査役３名（うち社外監査役３名）
付議
報告
選定・監督
監査協力
情報共有
代表取締役
指示・報告
内部監査室
報告
情報共有報告
監督
報告
内部統制監査委員会
経営会議
情報共有
報告承認
監査・内部統制
内部統制
各部門
（営業本部・フードシステム本部・マーケティング本部・
開発本部・管理本部・関東本部）